

厚生労働省優先的検討規程

1 総則

一 目的

本規程は、厚生労働省が実施する公共施設整備事業について優先的検討を行うに当たって必要な手続を定めることにより、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起を図り、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保し、もって国民経済及び地域経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

二 定義

本規程において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- イ PFI 法 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）
- ロ 公共施設等 PFI 法第2条第1項に規定する公共施設等
- ハ 公共施設整備事業 PFI法第2条第2項に規定する公共施設等の整備等に関する事業
- ニ 利用料金 PFI 法第2条第6項に規定する利用料金
- ホ 運営等 PFI 法第2条第6項に規定する運営等
- ヘ 公共施設等運営権 PFI 法第2条第7項に規定する公共施設等運営権
- ト 整備等 建設、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、国民に対するサービスの提供を含む。
- チ 優先的検討 本規程に基づき、公共施設等の整備等の方針を検討するに当たって、多様なPPP/PFI 手法の導入が適切かどうかを、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法に優先して検討すること

三 対象とするPPP/PFI 手法

本規程の対象とするPPP/PFI 手法は次に掲げるものとする。

イ 民間事業者が公共施設等の運営等を担う手法	公共施設等運営権方式 包括的民間委託 O（運営等Operate）方式
ロ 民間事業者が公共施設等の設計、建設又は製造及び運営等を担う手法	BT0（建設Build-移転Transfer-運営等Operate）方式 BOT（建設Build-運営等Operate-移転Transfer）方式

	B00（建設Build-所有Own-運営等Operate）方式 DB0（設計Design-建設Build-運営等Operate）方式 R0（改修Rehabilitate-運営等Operate）方式
ハ 民間事業者が公共施設等の設計及び建設又は製造を担う手法	BT（建設Build-移転Transfer）方式 民間建設借上方式

2 優先的検討の対象とする事業及び検討開始時期

一 優先的検討の対象とする事業

建築物の整備等に関する事業、利用料金の徴収を行う公共施設整備事業その他の民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められる公共施設整備事業（競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づく市場化テストの導入が前提とされている公共施設整備事業及び民間事業者が実施することが法的に制限されている公共施設整備事業を除く。）として別表1の左欄に掲げる事業のうち、次に掲げる基準（同欄に掲げる事業のうちPPP/PFI手法の実績があるものについては、別に基準を定めることができるものとし、別に基準を定めた場合には当該基準）を満たすものを優先的検討の対象とする。ただし、現にPPP/PFI手法の導入を前提とした検討がされている場合及び災害復旧事業その他の緊急に実施する必要がある場合については、この限りでない。

イ 建設又は改修を含む公共施設整備事業にあつては、事業費総額10億円以上であつて、別紙に定める基準を満たすもの

ロ 運営等のみを行う公共施設整備事業にあつては、単年度の事業費1億円以上

二 優先的検討の開始時期

優先的検討の開始時期は、別表1の左欄に掲げる事業の種類に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる時期とする。

3 適切なPPP/PFI手法の選択

一 採用手法の選択

厚生労働省は、優先的検討の対象となる公共施設整備事業について、次の4の簡易な検討又は5の詳細な検討に先立って、当該事業の期間、特性、規模等を踏まえ、当

該事業の品質確保に留意しつつ、最も適切なPPP/PFI 手法（以下「採用手法」という。）を選択するものとする。この場合において、唯一の手法を選択することが困難であるときは、複数の手法を選択できるものとする。

二 簡易な検討の省略

厚生労働省は、採用手法が次に掲げるものに該当する場合には、それぞれ次に定めるところにより、当該採用手法の導入を決定することができるものとする。

イ 当該事業が施設整備業務の比重の大きいもの又は運営等の業務内容が定型的なものに該当する場合におけるBT0方式 次の4の簡易な検討を省略し、5の詳細な検討を実施

ロ 民間事業者からPPP/PFIに関する提案がある場合であつて、当該提案において、従来型手法による場合と採用手法を導入した場合との間での費用総額の比較等の客観的な評価により、当該採用手法の導入が適切であるとされている場合における当該採用手法 次の4の簡易な検討を省略し、5の詳細な検討を実施

4 簡易な検討

一 費用総額の比較による評価

厚生労働省は、「VFM簡易算定モデル」により、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、次に掲げる費用等の総額（以下「費用総額」という。）を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

3において複数の手法を選択した場合においては、各々の手法について費用総額を算定し、その最も低いものと、従来型手法による場合の費用総額との間で同様の比較を行うものとする。

イ 公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用

ロ 公共施設等の運営等の費用

ハ 民間事業者の適正な利益及び配当

ニ 調査に要する費用

ホ 資金調達に要する費用

ヘ 利用料金収入

二 その他の方法による評価

厚生労働省は、採用手法の過去の実績が乏しいこと等により費用総額の比較が困難と認めるときは、一にかかわらず、次に掲げる評価その他公的負担の抑制につながることを客観的に評価することができる方法により採用手法の導入の適否を評価することができるものとする。

イ 民間事業者への意見聴取を踏まえた評価

ロ 類似事例の調査を踏まえた評価

5 詳細な検討

厚生労働省は、4の簡易な検討において採用手法の導入に適しないと評価された公共施設整備事業以外の公共施設整備事業を対象として、専門的な外部コンサルタントを活用するなどにより、要求水準、リスク分担等の検討を行った上で、詳細な費用等の比較を行い、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、費用総額を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

6 評価結果の公表

一 簡易な検討の結果の公表

イ 費用総額の比較による評価の結果の公表

厚生労働省は、4一の費用総額の比較による評価の結果、PPP/PFI手法の導入に適しないと評価した場合には、次に掲げる事項を、入札手続の終了後等適切な時期にインターネット上で公表するものとする。

(1) PPP/PFI手法を導入しないこととした旨

(2) 別表2の内容

ロ その他の方法による評価の結果の公表

厚生労働省は、4二の方法による評価の結果、PPP/PFI手法の導入に適しないと評価した場合には、次に掲げる事項を、入札手続の終了後等適切な時期にインターネット上で公表するものとする。

(1) PPP/PFI手法を導入しないこととした旨

(2) 客観的な評価結果の内容

二 詳細な検討の結果の公表

厚生労働省は、5の詳細な検討の結果、PPP/PFI手法の導入に適しないと評価した場合には、次に掲げる事項を、入札手続の終了後等適切な時期にインターネット上で公表するものとする。

イ PPP/PFI手法を導入しないこととした旨

ロ 別紙の内容

7 規程の見直し

厚生労働省は、規程の運用の状況等を踏まえ、必要な見直しを行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表 1

対象事業	検討開始時期
厚生労働省が行う整備等事業	新規採択時評価実施前

PPP/PFI 手法簡易定量評価調書

	従来型手法 (公共施設等の管理者等が自ら 整備等を行う手法)	採用手法 (候補となるPPP/PFI 手法)
候補となる PPP/PFI 手法		
整備等（運営等を 除く。）費用		
<算出根拠>		
運営等費用		
<算出根拠>		
利用料金収入		
<算出根拠>		
資金調達費用		
<算出根拠>		
調査等費用		
<算出根拠>		
税金		
<算出根拠>		
税引後損益		
<算出根拠>		
合計		
合計（現在価値）		
財政支出削減率		
その他		

建築物の建設及び改修についての公共施設整備事業に係る優先的検討の対象とする基準について

厚生労働省における民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に係る優先的検討規程（以下「優先的検討規程」という。）2の一イに基づき、建築物の建設及び改修を含む公共施設整備事業の優先的検討の対象とする基準を下記のとおり定める。

なお、優先的検討規程の運用の状況や社会情勢等を踏まえ、必要な見直しを行うものとする。

記

次に掲げるもの以外のものとする。

- 1 土壌汚染など事業継続に影響を及ぼす極めて重大なリスクがあるもの
- 2 施設整備業務が部分的な改修のみの場合など事業の特殊性により、設計や建設、維持管理・運営方法が制限されるもの
- 3 施設の使用目的等により完成時期が決定されているため、PPP/PFI 手法を適用するための検討期間や工期の不足が明らかなもの
- 4 立地や土地・建物の所有関係に係る事情等により、事業の各段階において他機関との調整事項の発生等が見込まれ、厚生労働省が相当程度の裁量を有して主体的に実施せざるを得ないもの
- 5 厚生労働行政の特殊性から、厚生労働省が相当程度の裁量を有して主体的に実施せざるを得ないもの（国立ハンセン病療養所等）
- 6 施設整備業務の比重の重いもの又は運営等の業務内容が定型的なものであって、施設の延べ床面積が15,000㎡以下であるもの（利用料金の徴収を行わないものに限る。）